

担当	埼玉労働局労働基準部 健康安全課長 星野定美 労働衛生専門官 阿部恭之 電話048(600)6246
----	---



「みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理」 ～10月1日から10月7日まで全国労働衛生週間が実施されます～

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第65回を迎えます。

今年度は、「みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図ることとしています。

また、埼玉労働局（局長 阿部充）では、労働衛生週間を契機に、県内の労働衛生の現状と現在進めている取組を次のとおりとりまとめました。

1 定期健康診断の有所見率の現状と取組

(1) 現状

埼玉県内における定期健康診断の有所見率は全国と比べて高い割合を示しています。（参考資料1-1）

(2) 対策

有所見率の改善を図るため、衛生週間準備月間（9月）を中心に事業主に対し健康診断の実施と事後措置の徹底を図るよう指導しています。

（参考資料2）

2 業務上疾病の現状と取組

(1) 現状

埼玉県内における平成25年の業務上疾病的発生件数は393件となっています。（参考資料1-2）主なものは、「負傷に起因する疾病」が248件であり、そのうち「腰痛」（ギックリ腰等の災害性）が197件です。また、「負傷によらない業務上の腰痛」（非災害性）が33件であり、災害性の腰痛と合わせると230件と、全疾病数のうち約6割です。また、「異常温度条件による疾病」が57件（そのうち「熱中症」が27件。）です。

(2) 対策

腰痛防止を図るため、発生頻度の高い社会福祉施設等に対し、作業方法の改善等の対策を図っています。（参考資料3）また、熱中症防止については、製造業・建設業等を中心に本年5月下旬から予防対策を図りました。

3 メンタルヘルスの現状と取組

(1) 現状

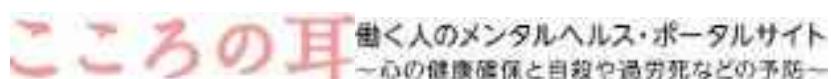
全国における精神障害に係る労災請求事案が年々増加しています。

(2) 対策

メンタルヘルスケアについては、埼玉県、埼玉産業保健総合支援センター等の関係機関と連携し、自殺予防等の対策を進めています。(参考資料4)

メンタルヘルスに関連したホームページ

1 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト



(<http://kokoro.mhlw.go.jp/>)

2 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けたポータルサイト



(<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>)

「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

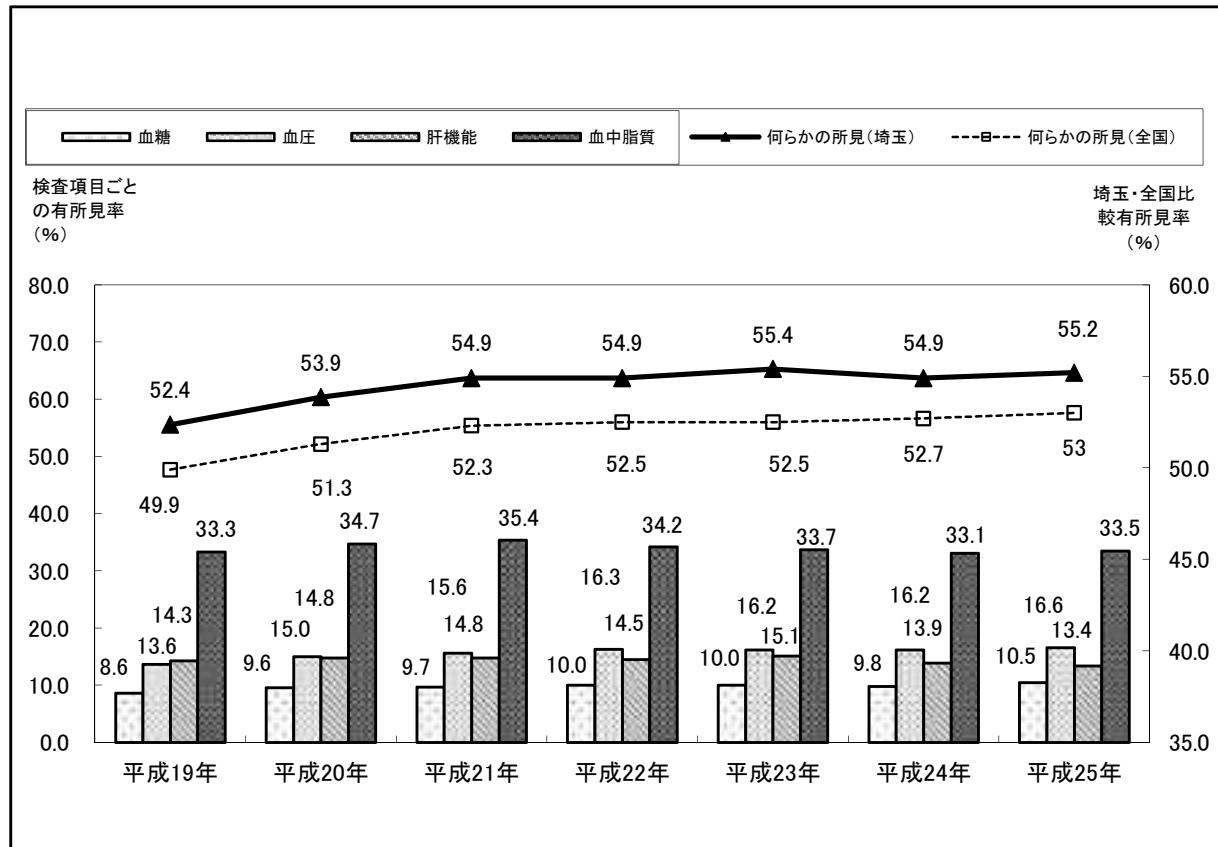
1 平成26年6月25日に改正「労働安全衛生法」が公布され、平成27年6月までに、職場の受動喫煙防止対策が努力義務になります。このため、受動喫煙防止対策を行う際には、その費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」を、ぜひ、ご活用ください。(参考資料5)

2 受動喫煙防止対策セミナーの開催について

- ・日時 平成26年11月21日(13時30分～15時)
- ・場所 浦和コミュニティセンター(さいたま市浦和区高砂町11-1)

【参考資料1】

1 定期健康診断の有所見率の推移



2 業務上疾病発生状況(「労働者死傷病報告」による)

	H21	H22	H23	H24	H25
①負傷に起因する疾病	262	272	256	235	248
腰痛(①の内数)	(225)	(235)	(195)	(155)	(197)
②負傷によらない業務上の腰痛(無理な動作等)	16	19	72	92	33
(腰痛計)	241	254	267	247	230
③異常温度条件による疾病	42	65	58	62	57
熱中症(③の内数)	(8)	(43)	(21)	(19)	(27)
④手指前腕の障害および頸肩腕症候群	6	9	13	13	12
⑤じん肺及びじん肺合併症	11	5	17	4	7
⑥その他	84	66	37	38	35
合計	421	436	453	444	393

定期健康診断の有所見率改善のため、保健指導等を一層実施しましょう！



事業場における保健指導は、事業場の産業医、保健師等が実施するほか、現在は、保険者（全国健康保険協会、各市町、健康保険組合など）が行う特定保健指導等を活用することが可能となっています。

さらに、事業場に産業医のいない小規模事業場では、地域産業保健センターが行う保健指導（原則無料）の利用も可能です。

健康管理の中において、これらも活用して、保健指導等を計画的に一層実施するようお願いします。

特定保健指導等を活用するためには、定期健康診断データ（40歳～74歳）を保険者に提供する必要があります。データの提供については、次の点に留意してください。



保険者への定期健康診断データの提供は、

- 法令の定め（高齢者の医療の確保に関する法律第27条）により、事業者は提供することになります。
- 法令の定めによるため、個人情報保護法に基づく労働者本人の同意は不要です。
- 事業場の同意書により、健診機関から直接電子ファイルが保険者に提供されます。

【参考】特定保健指導等は、次のとおり行われます。（詳細は各保険者に確認してください）

- 特定保健指導は、メタボリックシンドロームのリスクが高い方（40歳～74歳）を対象に、6カ月間にわたり行われます。
- 特定保健指導には、リスク数に応じて積極的支援と動機づけ支援の2つがあります。
保健師が、職場に赴き対象者と面談（相談）を行い、対象者と電話、手紙、メールなどでやりとりをして、一緒に立てた生活改善目標を達成するための指導を行います。

社会福祉施設の皆様へ

1 埼玉県内の労働災害が急増！

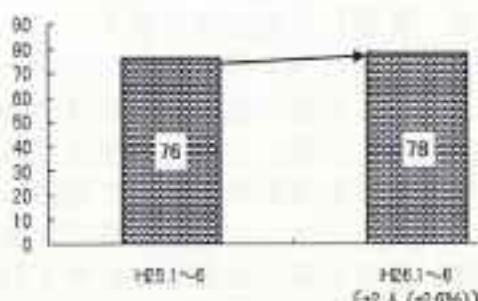
【対前年同期比 + 2人、2.6%増加】

2 4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動で転倒灾害を防ぎましょう！

3 腰痛予防対策を進めましょう！

4 KY(危険予知)活動を進めましょう！

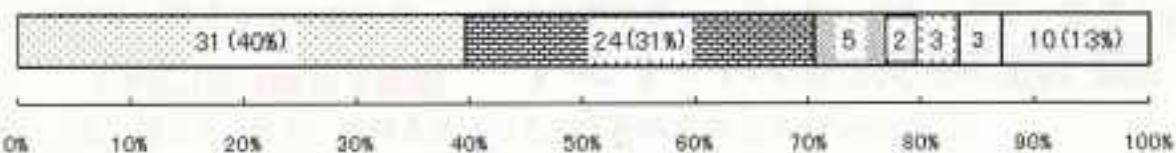
(平成26、25年の社会福祉施設の労働災害(速報値))



平成26年1~6月に労働災害により被災した死傷者(休業4日以上)は、速報値で78人となっていきます。前年同時期と比較して+2人(+2.6%)と増加、安全な職場作りが急務です。

社会福祉施設における事故の型別労働災害内訳(平成26年1~6月:全78人)

□無理な動作・動作の反動 □転倒 □激突され □墜落・転落 □切れ・こすれ □交通事故 □その他



事故の型(種類)別では、①介護中の動作の反動・無理な動作(腰痛)、②廊下、浴室等での転倒、③激突され、④切れ・こすれ、交通事故の順。

動作の反動・無理な動作(39.7%)と転倒災害(30.8%)の2つで約7割を占めます。

転倒災害では、半数の死傷者が骨折しており、休業日数も長くなっています。

埼玉労働局では、『埼玉第12次労働災害防止計画』を策定し、平成25年度から5年間で、社会福祉施設の労働災害を10%以上(H29/H24比)減少する目標に向け取り組んでいます。

【災害事例】

【動作の反動・無理な動作】 ①ベッドから車イスへの移乗介助時、介護者を抱きかかえ、右足に重心を置いた時に腰を痛め、腰痛で休業90日(59歳、女) ②入浴介助中に、利用者の体を浴槽から引き上げる際、腰に負担がかかり腰痛で動けなくなり休業1か月(37歳、女)



【転倒】 ①風呂場から濡れたサンダルで洗濯室に移動中、滑って転倒、左手首を骨折し休業2か月(40歳、女) ②浴室で利用者の介助のため、小走りで移動中に足を滑らせ転倒、右膝蓋骨骨折で休業3か月(33歳、女)



【墜落・転落】 ①階段を2階から1階へ下りる途中足を踏み外し転落、左ひじ骨折で休業70日(48歳、男) ②脱衣室へ着替えを届けるために階段を降りた時、スリッパが滑り階段から転落、腰部と左腕を打撲し休業1か月(29歳、男)



1 4S活動を進めましょう

「転倒・転落災害及び荷による災害の防止等」に効果のある活動として、4 S（整理・整頓・清掃・清潔）活動があります。

【整理】必要な物と不要な物に分け、不要な物を処分すること

進め方	① 不要な物の廃棄基準の判断がつかないときに要不要を判断する責任者を決める。
	② 区域ごとに、所属従業員全員が掃除し、定期的不要な物を廃棄する。
	③ 施設長が定期的に巡回し整理の状況をチェックする。
	④ チェック結果に基づき改善し、また、必要に応じ廃棄基準を見直す。

【整頓】必要な時に必要な物をすぐ取り出せるように、わかりやすく安全な状態で置くこと

進め方	① 現状を把握する（品目、置き場所、置き方、使用時の移動距離）。
	② 置き場所、置く物の種類、必要数量を決定する（種類・量とも絞り込み、移動距離を短くする）。
	③ 置き場所ごとの管理担当者を決める。
	④ 取り出しやすく、しまいやすい置き方を決める。以上のルールに従って整頓する。
	⑤ 定期的にチェックし、必要に応じ改善する。

【清掃】身の回りをきれいにし、衣服や廊下のゴミや汚れを取り除くこと

【清潔】整理・整頓・清掃を繰り返し、衛生面を確保し、快適な状態を実現・維持すること

2 腰痛対策のポイント

職場を点検しましょう！

作業姿勢と動作に関する事項	・立位からベッド上の利用者を抱きかかえる時は、片足を少し前に出し、膝を曲げてしゃがむように抱え、膝を伸ばすようにして抱え上げる。（両膝を伸ばしたまま上体を下方に曲げない！） ・立った状態で抱え、体の前方で保持する時は、できるだけ身体の近くで支え、腰の高さより上に持ち上げない。 ・食事介護をする時は、腰部のひねりを避けるため、ベッドに横座りしての介助は避け、椅子に座って利用者の正面に向く等の姿勢を取る。
作業標準	使用する機器・設備、作業方法などの実態に応じたものとし、利用者の身体の状態別、作業の種類別の作業手順、職員の役割分担や時間管理、作業場所を明確にする。
介護者の配置	特定の職員に腰部負担の大きい業務が集中しないように配慮する。また、作業量に見合った適切な人数を配置する。
施設や設備の改善	適切な介護設備、福祉機器などの導入および介護に関連した業務のための設備を整える。 (例：部屋の構造、浴槽の構造、ベッドの構造、付帯設備や休憩室等)

3 K・Y活動の推進

K・Yとは、(K=危険・Y=予知)のことです。不安全行動(ヒューマンエラー)による事故・災害を防止するために、次のプロセスで『KY活動』を進めましょう。

- ① 業務を始める前に「どんな危険が潜んでいるか」を職場で話し合う。
- ② 「これは危ない」という危険のポイントについて、全員で合意する。
- ③ 対策を決める。
- ④ 簡潔な行動目標や指差呼称項目を設ける。(清掃後に「水漏れなし！ヨシ！」等)
- ⑤ 一人ひとりがあらかじめ危険を回避(安全衛生の先取り)するため、④を実践する。



4 安全推進者を選任しましょう！

(平成26年3月28日策定の

「安全推進者選任のガイドライン」に沿って安全推進者を配置し、労働災害を防止しましょう。)

独立行政法人労働者健康福祉機構

埼玉産業保健総合支援センター

事業案内

埼玉産業保健総合支援センターでは、働く人々の健康を確保するため、事業場で産業保健活動に携わる産業医、保健師・看護師、衛生管理者をはじめ事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健研修会や専門的相談等を通じて支援を行っています。

提供するサービスはすべて無料です

産業保健関係者に対する専門的研修

- 産業医、保健師・看護師、衛生管理者等を対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。研修スケジュールについてはセンターホームページをご確認ください。
※研修参加には事前のお申し込みが必要です。

産業保健関係者からの専門的相談対応

- 産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等に関する専門スタッフが、窓口、電話、メール等でご相談に対応いたします。
- 作業環境管理、作業管理等について専門的な支援が必要な場合には、専門スタッフの事業場訪問による実地相談を実施しています。

メンタルヘルス対策普及促進のための個別訪問支援

- メンタルヘルス対策促進員が事業場へ訪問し、「職場復帰支援プログラム」作成等の職場のメンタルヘルス対策推進のための支援を行います。
- 管理監督者を対象とした、メンタルヘルス教育研修を実施しています。

図書・測定機器の貸し出し

- 産業保健に関する図書や、デモンストレーション用の測定機器の貸し出しを行っています。
- センターで産業保健に関するビデオ・DVDをご覧いただけます。(貸し出しはできません)

埼玉産業保健総合支援センター（ご利用時間 平日 8時30分～17時15分）

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2-2-3 さいたま浦和ビルディングB

TEL: 048-829-2661 FAX: 048-829-2660

URL: <http://www.saitama-sanpo.jp/>

地域産業保健センター

地域産業保健センターでは、労働者数50名未満の小規模事業場の事業者や労働者を対象として労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。各サービスの利用にあたっては、事前の申し込みが必要です。詳しくは最寄りの地域産業保健センターまたは産業保健総合支援センターへお問い合わせください。

健康診断の結果についての医師からの意見聴取・相談

- 労働安全衛生法に定められている健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、その健康を保持するために必要な措置について医師から意見を聞くことができます。
- 労働安全衛生法に定められている健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目（「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」）に異常の所見があった労働者に対して、医師又は保健師が日常生活面での指導などを行います。

長時間労働者に対する面接指導

- 時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、疲労の蓄積状況の確認など医師による面接指導を行います。

個別訪問による産業保健指導の実施

- ご相談内容により、必要な場合は事業場を訪問し、作業環境等の状況を踏まえ、労働衛生管理の総合的な助言・指導を実施することもできます。

No.	地域窓口名	郵便番号	住所	電話番号
1	浦和地域産業保健センター	330-0061	さいたま市浦和区常盤6-4-18(浦和医師会内)	048-824-6842
2	与野地域産業保健センター	338-0003	さいたま市中央区本町東4-4-3 (さいたま市与野医師会内)	048-852-0149
3	朝霞地域産業保健センター	351-0011	朝霞市本町1-7-3(朝霞地区医師会内)	048-464-4666
4	川口地域産業保健センター	332-0012	川口市本町4-1-8 川口センタービル4F (川口市医師会内)	048-225-0033
5	大宮地域産業保健センター	331-8689	さいたま市北区東大成町2-107 (大宮医師会内)	048-651-5050
6	熊谷地域産業保健センター (受付:埼玉産業保健総合支援センター)	367-0025	本庄市西五十子218-9(愈田社会保険労務士事務所内 電話 0495-22-5038)	(受付) 048-814-3905
7	川越地域産業保健センター	350-0036	川越市小仙波町2-53-1(川越市医師会内)	049-222-0794
8	春日部地域産業保健センター	344-0064	春日部市南1-1-7 東部地域振興ふれあい拠点施設6F(春日部市医師会内)	048-736-7522
9	所沢地域産業保健センター	359-0025	所沢市上安松1224-7(所沢市医師会内)	04-2992-8026
10	行田地域産業保健センター	361-0066	行田市大字上池守44(行田市医師会内)	048-556-8040
11	秩父地域産業保健センター	368-0032	秩父市熊木町2-19(秩父都市医師会内)	0494-23-2149

「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

平成26年6月25日に、改正「労働安全衛生法」が公布されました。改正法では、平成27年6月までに、職場の受動喫煙防止対策（事業者・事業場の実情に応じた適切な措置）が努力義務になります。

事業者の皆さまは、まず、事業場の現状を把握し、実行が可能な措置のうち、最も効果的なものを実施するよう努めてください。

受動喫煙防止対策を行う際には、その費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」を、ぜひ、ご活用ください。

対象となる事業主

次のすべてに該当する事業主が対象です。

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業事業主

業種	常時雇用する労働者数	資本金
小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下 5,000万円以下
サービス業	物品販賣業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下 5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下 1億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業、不動産業など	300人以下 3億円以下

- (3) 事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主

助成内容

助成対象経費	助成率	上限額
喫煙室の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	1/2	200万円

- ・交付は事業場単位とし、1事業場につき1回とします。
- ・同じ事業場で複数の場所に措置を講じる場合は、1件の申請としてまとめて行ってください。
(1申請の上限額は200万円)

助成の対象となる措置

- (1) 一定の基準*を満たす喫煙室の設置・改修
※ 喫煙室の入口で、喫煙室内に向かう風速が0.2m/s以上
- (2) 一定の基準*を満たす換気装置の設置など（宿泊業・飲食店を営んでいる事業場のみ）
※ 喫煙区域の粉じん濃度が0.15mg/m³以下、または必要換気量が70.3 × (席数) m³/h以上



申請手続の流れ

申請内容の検討

交付要綱などを読み、この助成金の制度を把握し、申請書の作成、関係資料を準備しましょう。不明な点があれば、所轄の都道府県労働局や相談支援業務の相談ダイヤル（最終ページ参照）にお気軽にご相談ください。

交付申請

申請書類を2部ずつ、所轄の労働局労働基準部健康安全課（健康課）に提出してください。労働局での審査期間は原則1ヶ月以内です。

交付決定通知書受領

助成金の交付が適当と認められると、労働局で「受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書」を発行します。
この交付決定通知書を受領してから、工事に着手してください。

工事の発注・施工

交付決定の内容に従って工事を実施してください。
事業内容に変更がある場合は、「交付決定内容変更承認申請」を所轄の労働局に提出し、承認を受ける必要があります。

工事費用の支払い

工事が完了したら費用を支払い、領収書と明細を受領してください。
分割払いやリース契約による支払いの場合には、助成金は交付できませんので、ご注意ください。

事業実績報告

報告書類を2部ずつ、所轄の労働局労働基準部健康安全課（健康課）に提出して、実績報告をしてください。
報告は、交付決定の際に指定された期日までに行ってください。

交付額確定通知書受領

最終的に助成金の交付が適当と認められると、労働局で「受動喫煙防止対策助成金交付額確定通知書」を発行します。

助成金の受領

交付申請時または事業実績報告時に指定した口座に、助成金を振り込みます。

実施状況報告

設置した設備の運用状況や帳簿・書類の保存状況について、交付額確定の際に指定された期日（おおむね助成金交付の5年後）までに、所定の様式に従って、所轄の労働局に報告してください。

【交付申請に必要な書類】

※所定の様式があります。

- 受動喫煙防止対策助成金交付申請書*
- 受動喫煙防止対策についての事業計画*
- 不交付要件に該当しない旨の書類*
- 直近の労働保険概算保険料申告書の写し
(保険関係が成立して間もない場合は、労働保険関係成立届)
- 中小企業事業主であることを確認するための書類（資本金・労働者数を記載した資料など）
- 措置を講じる場所の工事前の写真（申請日から3ヶ月以内に撮影したもの）
- 設置を予定している喫煙室や換気装置の場所など助成事業の詳細を確認できる資料
- 講じる措置が要件を満たして設計されていることが確認できる資料
- 事業場の室内とそれに準ずる環境で、措置を講じる区域以外での喫煙を禁止する旨を説明する書類
- 講じる措置に関する施工業者からの見積書の写し
- その他都道府県労働局長が必要と認める書類

厚生労働省が実施する支援事業

厚生労働省では、職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対する支援を行っています。申請書類の書き方や風速の要件の満たし方など助成金の申請の際に参考になる助言や、実績報告の際に必要となる測定機器を提供します。利用はすべて無料ですので、ぜひ、ご利用ください。

受動喫煙防止対策の技術的な相談

■相談支援業務

- ① 事業場における喫煙室の設置、浮遊粉じんまたは換気量の基準への対応など技術的な内容について、専門家による電話相談を行います。
(必要に応じて実地指導も実施)
- ② 受動喫煙防止対策に関する説明会を全国で実施します。
- ③ 企業の研修や団体の説明会に講師を派遣し、受動喫煙防止対策について説明します。

【相談ダイヤル】 ①について 050-3537-0777
②③について 03-5296-8947

【ホームページ】 <http://www.irric.co.jp/contract/index.html>
【事業委託先】 株式会社インターリスク総研（平成26年度）

喫煙室などの要件の確認や事業場の実態把握

■測定支援業務（測定機器貸出し）

- ① 職場環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計（浮遊粉じん濃度の測定）、風速計の無料貸出しを行います。
【平成26年度から、機器の往復の送料も無料になりました】
- ② 専門家が事業場に行って、測定や測定方法を説明します。
- ③ 企業の研修や団体の説明会で、専門家が実演を交えながら、測定方法を説明します。

【受付ダイヤル】 03-5600-1100 (FAX:050-3730-0345)
【ホームページ】 <http://www.sibata.co.jp/tobacco/index.html>
【事業委託先】 柴田科学株式会社（平成26年度）

厚生労働省のホームページ

○申請様式のダウンロードや、申請についてのQ&A、書類作成要領などの閲覧ができます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>
ホーム > 政策について > 各種助成金・奨励金等の制度 > 受動喫煙防止対策に関する各種支援事業

○改正「労働安全衛生法」（平成26年法律第82号）については、こちらをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/
ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 労働安全衛生法の改正について

●ご不明な点は、事業場のある都道府県労働局 健康安全課（健康課）にご相談ください。

【事業実績報告に必要な書類】※所定の様式があります。

- 受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書*
- 受動喫煙防止対策についての事業結果概要報告書兼助成金振込先申請書*
- 受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書の写し
- 交付決定内容を変更した場合、受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認通知書の写し（複数回変更している場合は、すべての写し）
- 工事に関しての領収書*、経費についての内訳の写し
*請求書で実績報告することもできますが、その場合も、助成金交付後1ヶ月以内に、施工業者から申請者宛ての領収書の写しを提出する必要があります。
- 措置を講じた場所や受動喫煙を防止するための設備・備品の詳細を確認できる写真（工事終了後速やかに撮影したもの）
- 交付決定を受けた内容と実際に実施した事業が相違ないことを説明する書類
- 講じた措置が要件を満たしていることが確認できる資料
- その他都道府県労働局長が必要と認める書類

よくある質問

Q1 複数の事業場を保有する事業者の場合、中小企業事業主の判断はどうすればよいですか？

→ 申請対象の事業場だけでなく、企業全体の資本金と労働者数で判断します。
なお、中小企業事業主に該当すれば、個々の事業場ごとに申請が可能です。

Q2 テナントに出店している事業者も申請できますか？

→ 施設管理者の承諾が得られれば、申請できます。

Q3 新築時などに、喫煙室以外の工事と同時に喫煙室の工事を実施する場合、交付決定前に建物全体の基礎工事などに着工していたら、申請できないのでしょうか？

→ 交付決定時点で未着工の部分に限り、申請できます。

Q4 支払い方法として、リース契約を活用した分割払いは可能ですか？

→ 理由にかかわらず、リース契約による支払いは認めません。また、実績報告までに交付決定された経費を完済できないような分割払いも認めません。

Q5 喫煙室を設置した事業場を引き払うことにしたのですが、手続きは必要ですか？

→ 助成金を交付した年度の終了後5年を経過していない場合は、財産処分の制限があるので、都道府県労働局長の承認を受けてください。

<申請に当たっての注意点>

- この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、厳格な運用が求められる制度です。助成金の交付要綱、交付要領その他の規定類をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。
- 交付申請・実績報告の審査時に、根拠となる資料を求めることがあります。資料に不備があると、交付決定や額の確定がされない場合があります。
- 偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、助成金の返還を求めることがあります。また、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。